

# 関西|労災|職業病

関西労働者安全センター

2007. 9.10 発行〈通巻第372号〉 200円

〒540-0026 大阪市中央区内本町1-2-13 ばんらいビル602  
TEL.06-6943-1527 FAX.06-6942-0278  
郵便振替口座 00960-7-315742  
近畿労働金庫梅田支店 普通 1340284  
E-mail: koshc2000@yahoo.co.jp  
ホームページ: <http://www.geocities.jp/koshc2000/>



- 原発で被曝した喜友名正さんの労災認定を勝ち取ろう！  
支援する会が発足 ..... 2
- 中越沖地震被災地・アスベストレポート  
永倉冬史（中皮腫・じん肺・アスベストセンター）..... 5
- 船員保険 最近の認定事例 ..... 10
- アスベスト報道ダイジェスト 2007年8月 ..... 13
- 韓国からのニュース ..... 14
- 前線から（ニュース）..... 17

# 原発で被曝した喜友名正さんの 労災認定を勝ち取ろう！

## 支援する会が発足

原発で働く労働者が放射線被曝し、「悪性リンパ腫」で死亡したにもかかわらず、淀川労働基準監督署が十分な検証をしないまま、労災補償を不支給とした。その理由も、「悪性リンパ腫」が認定基準の対象疾病ではないというもので、りん伺も行なっていなかった。

労働基準監督署のずさんな対応をただし、労災認定を勝ち取るため今、支援の輪が広がっている。

### りん伺なしの不支給決定

喜友名正さんは、1997年9月から2004年1月まで各地の原発（泊、伊方、高浜、大飯、敦賀、美浜、高浜、玄海）、六カ所再処理工場の定期検査の現場で非破壊検査に6年4ヶ月携わった。2004年1月に体調不良で退職した後、2005年3月悪性リンパ腫により53歳の若さで死亡した。

10月に遺族が淀川労働基準監督署に労災請求をおこなったが、2006年9月に不支給の決定がおりた。理由は、「電離放射線に係る疾病の業務上外の認定基準（労働省基発第810号）」に対象疾病として掲げられていないので、対象外と判断したというもの。

以前本誌で紹介した長尾光明さんは2004

年に対象疾病ではなかった「多発性骨髄腫」で労災認定されたが、多発性骨髄腫は白血病と同様に放射線と関連のある疾患とされ、原爆被曝者の各種調査で多発性骨髄腫が多発していることを報告していた。そのため、本省りん伺を経て認定となった。喜友名さんが発症した「悪性リンパ腫」も、原爆被曝者の各種調査でも放射線と関係があり、被曝線量が多いほどリスクが上がるなどの結果が得られており、アメリカなどの放射線被曝の補償制度の対象疾病と認められている。にもかかわらず、淀川労働基準監督署はりん伺も行わずに不支給とした。今年6月、支援者らが政府と交渉した結果、厚生労働省は「りん伺に戻し、再検討する」として8月よりりん伺にはいった。

### 6年4ヶ月で99.76ミリシーベルトの被曝

原子力発電所では定期検査、補修工事などで多くの労働者、とりわけ、下請けの労働者が被曝しているのは周知の事実であるが、たくさんの労働者が高い線量を被曝しているにもかかわらず、日本の労災請求・補償件数は非常に少ない。これまで確認されているのは、わずか申請18件、認定9件である。

喜友名さんの6年4ヶ月の間の放射線被

曝量は、99.76ミリシーベルト。この被曝量は「電離放射線に係る疾病の業務上外の認定基準」に規定された白血病の認定基準線量(5ミリシーベルト×従事年数)の3倍以上である。

発表されている統計で、2001年度～2003年度の放射線業務従事者の関係事業所数及び経過線量では、この期間に5ミリシーベルト超60ミリシーベルト以下の被曝を受けた労働者が88,077人あるが、喜友名さんはその3年間で52ミリシーベルト被曝しており、中でも最も被ばく線量の高い50ミリ

シーベルト超60ミリシーベルト以下の103人に含まれている。

こういった多量の被曝があった背景には、原発の老朽化に伴う、大型機器の交換、各種ひび割れ検査などが多く行なわれたことがあげられる。喜友名さんが原発での作業に従事した期間、伊方原発で制御棒駆動装置や蒸気発生器細管の損傷、大飯原発の1次冷却水漏れと制御棒落下、敦賀原発で伝熱管、燃料集合体交換、美浜原発でバッフルフォーボルトの交換、03年の敦賀原発での1次冷却水漏れ事故などがあった。

#### 原発 核燃料施設労働者の労災申請 認定状況

労災申請日	決定日	認定	疾病名	期間と被ばく線量	労基署	施設名	備考
1975.3.19	1975.10.9	不支給	皮膚炎		福井・敦賀	日本原電敦賀原発	岩佐嘉寿幸さん
1982.5.31		不支給	白血病正悪性リンパ腫		島根・松江		
1988.9.2	1991.12.26	支給	慢性骨髄性白血病	11ヶ月で40mSv	福島・富岡	東電福島第一原発	1988年2月死亡 配管の腐食防止作業
1992.12.1	1994.7.27	不支給	急性骨髄性白血病		兵庫・神戸西		
1992.12.14	1994.7.27	支給	急性骨髄性白血病	87.7-92.12の5年5ヶ月	兵庫・神戸西	九電玄海・関電大飯・高浜原発	定期検査作業
1993.5.6	1994.7.27	支給	慢性骨髄性白血病	81.3-89.12の8年10ヶ月で50.63mSv	静岡・磐田	中電浜岡原発	嶋橋伸之さん1991年11月に死亡 計測装置の点検作業
1996.5.27		不支給	再生不良性貧血		福島・富岡		
1997.5.16		不支給	慢性骨髄性白血病		福島・富岡		
1999.1	1999.10	支給	リンパ性白血病	84.12-97.1の12年余りで60mSv以上	茨城・日立	日本原電東海・中電島根・東電福島第一原発	日立市の電機メーカー作業員で機器の点検作業に従事
1999.10.20	1999.10.26	支給	急性放射線症	1-4.5Sv	茨城・水戸	JCO東海村事業所	横川豊さん
1999.10.20	1999.10.26	支給	急性放射線症	6.0-10Sv	茨城・水戸	JCO東海村事業所	篠原理人さん2000年4月に死亡
1999.10.20	1999.10.26	支給	急性放射線症	16-20Sv以上	茨城・水戸	JCO東海村事業所	大内久さん1999年12月に死亡
1999.11.20	2000.10.24	支給	急性単球性白血病	88.10-99.10の12年で74.9mSv	福島・富岡	福島第一、第二、東海第二	配管・架台・構造物等の溶接作業に従事
2002.11.8	2004.1.13	支給	多発性骨髄腫	77.10-82.1の4年3ヶ月で70mSv	福島・富岡	福島第一、浜岡	濃縮廃液系配管・格納容器内定検作業 長尾光明さん
2002.? 04.3.26 審査 07.7.4 再審査	2003.3.12	不支給	肺がん	77.12.78.7.2.9mSv	東京・亀戸	福島第一	応力腐食割れの対策の準備作業 小田原敦彦さん
2005.10.28 2006.10 不服 申し立て 2007.6 りん 伺に戻し本性 で再検討	2006.9.4	不支給  再検討中	悪性リンパ腫	97.9-04.1の6年4ヶ月で99.76mSv	大阪・淀川	泊、伊方、美浜、高浜、大飯、敦賀2、玄海、六ヶ所再処理	定検時の非破壊検査 喜友名正さん
2006.2.15		?	急性リンパ性白血病		福島・富岡		放射線管理業務に従事
2006.?		?	急性リンパ性白血病		福島		電気計装関係の検査・点検工事等に従事

mSv=ミリシーベルト・Sv=シーベルト

## 署名協力を

9月24日、大阪で「原発被爆労働者喜友名正さんの労災認定を勝ち取ろう！ 9・24 労災認定を支援する会発足集会」が開かれた。金高弁護士よりこれまでの経過説明、阪南中央病院の村田三郎医師より医学的、疫学的見地から喜友名さんの発病は放射線被爆労働が原因に違いないとの報告がなされ、今後の支援の取り組みについて話し合われた。今後は、厚生労働省への働きかけのために署名を集め、9月26日には厚生労働省交渉を行い、淀川労働基準監督署が被曝労働をした定検現場の環境調査、労働状況の調

査など全く行わず、原子力発電所への連絡さえも取っていないという皆さんの対応についてどのような見解を持っているのか追求し、また、十分な資料がそろうまで検討会を開かないよう要請する予定である。

喜友名さんの労災を認定することは、原発被爆労働の労災認定の狭き門をこじ開け、原発被爆労働者の補償を前進させる上で大きな意味がある。ぜひ、支援の輪に加わり、とりわけ、署名にご協力いただきたい。

署名用紙など喜友名正さんの労災を支援する会に関する情報はヒバク反対キャンペーンHPをご覧ください。(http://www1.odn.ne.jp/hibaku-hantai/)



## なくせ！ 労災隠し

まかり通る労災隠しという人権侵害の真相に迫る。

著 毎日新聞大阪本社 労災隠し取材班

発行 アットワークス

(<http://atworx.co.jp/works/pub/rosai.html>)

定価 1575円

定価1575円を1450円(税、送料込み)でお売りできます。申し込みは氏名・団体名/お届け先住所/電話番号/ご注文冊数/メールアドレスを明記の上、関西労働者安全センター [koshc2000@yahoo.co.jp](mailto:koshc2000@yahoo.co.jp)、またはFAX06-6942-0278へ

<http://www.geocities.jp/koshc2000/rosaikakushibook.html>

## 安全センター情報

全国労働安全衛生センター連絡会議の機関誌「安全センター情報」は、運動・行政・研究など各分野の最新情報の提供、動向の解説、問題提起や全国各地・世界各地の状況など、他では得られない情報を満載しています。

●1部：800円 ●購読会費：1部年額10,000円

●申し込み：全国安全センターTel:03-3636-3882/Fax:03-3636-3881  
E-mail:[joshrc@jca.apc.org](mailto:joshrc@jca.apc.org) <http://www.jca.apc.org/joshrc/>

# 中越沖地震被災地・アスベストレポート

永倉 冬史

(中皮腫・じん肺・アスベストセンター)

## 第1次調査

7月16日、中越沖地震が発生した。発生当初の東京電力柏崎刈羽原子力発電所から立ち上る黒煙や、柏崎市内のぺちゃんこにつぶれた黒々とした瓦屋根の日本家屋などのテレビからの映像で、現地ではまた大変なことになっていると想像された。2004年、東京での世界アスベスト会議直前の中越地震、今年3月の能登半島地震に続いて、日本海側の震源による震災被害がたて続けに石川県、新潟県地方を襲っている。特に中越地方は3年前の地震からやっと立ち直ってきた矢先の被害だけに、現地の人たちの心労が慮られた。

震災被害地のアスベスト建材の様子を現地で確認してこようと、7月25日に柏崎市に入った。前日新潟市に宿を取って、翌日早朝車で柏崎市に向かった。高速の北陸道を使って柏崎へ向かったが、柏崎に近づくにつれて高速道路は路面が波打ち、ところどころ段差が生じ、地震のエネルギーの巨大さを物語っていた。朝早い時間にもかかわらず、周辺の自治体などの応援部隊が続々と車を連ねて被災地に向かっていた。特に浜松ナンバーの警察関係の車両が大挙し

て柏崎を目指していた。

渋滞に巻き込まれながら、柏崎で高速を降りると、震災被災地ではどこでも見られるブルーシートの屋根の覆いが、鮮やかに目に入った。道路沿いの瓦屋根だけを残し、ぐしゃっと潰れている民家が突然見えてくると、次々に、柱を中心にねじれたように倒壊した建物、1階部分が完全に潰れて2階部分が1階のように見える民家、土壁が粉々に崩れ落ちた蔵などが目に飛び込んできた。運転をお願いした新潟のアスベスト除去業者の社員は、同行しているNHKのテレビクルーの車を追って、柏崎市の市街地へ入った。NHKのテレビクルーは、現地へ調査への同行を希望していたメンバーで、事



倒壊した家屋

前取材で被害の大きい場所へ案内してくれた。

柏崎市の中心地、アーケード街は、震災の爪あとが生々しく残っていた。この時点ではまだ水道の復旧が完全ではなく、ガスはまったく使えないということだった。しかし、水も火もままならぬにもかかわらず、市内の理容店は開店していて、市民の鬱積したストレスを解消することに大きな貢献をしていた。震災地の皆さんが、懸命に復旧することへの歩を進めていることを感じた。

アーケード街の両側の店は、おおむねすべて被害をこうむっていた。アスベスト建材に限定しても、壁に使用されていたサイディングボードは崩落し、フレキシブルボードのかけらなどが散乱していた。柱が崩れ、今にも倒壊しそうな大きな建物は、中をのぞいてみると岩綿吸音板や石膏ボードなどが床に散乱していた。

アーケード街の延長上の道路に沿って、大きな被害を受けた建物がたくさん見られた。6割から7割は瓦屋根の戸建ての日本家屋の民家で、そのほかは比較的新しく見える60年代から70年代に立てられたと思われる戸建て建物であった。日本家屋は多くは土壁が崩れて、瓦屋根がその上に覆いかぶさっていた。内側の家具は土壁の土にまみれて破壊されていた。倒壊した建物の周辺にはアスベスト含有建材が粉々に散乱していた。これは日本家屋の壁に、アスベスト含有のサイディングボードが使用され、建物が崩れるとともに壁を覆っていたアス



**粉々になり散乱したサイディングボード片など**

ベスト建材が破碎されたものである。このように倒壊した建物の周辺に散乱したアスベスト建材は、箒で掃き寄せられていたが、このように粉々になったアスベスト建材を箒で掃くことはアスベスト粉じんを発生させることに他ならない。

この日は一日かけて、アーケード街とその延長上の道路と、その道に平行に走るやや細い道沿いの倒壊もしくは半倒壊の建物を見て歩いた。おおよそ20件程度を詳細に見たが、半数以上の倒壊建物の瓦礫の中に、フレキシブルボードやサイディングボード、岩綿吸音板、コロニアルタイプの西洋屋根瓦が粉々になった状態で発見できた。これらはおそらくほとんどがアスベスト含有製品であると考えられる。

現地の人々は、倒壊した自分の家から離れ難く、なんとかつぶれた屋根の隙間に入って、生活必需品や思い出の品物を取り出そうと家の周辺に絶えず行き来している様子であった。とある1件の倒壊した建物の、周囲の粉々になったアスベスト含有サ

イディングボードが箒で掃き寄せられているところを写真に撮り、テレビの取材をしていると、そこに住んでおられたご婦人が飛んできて、何かあるのかと聞いてこられた。そこで、アスベスト建材があること、粉々になっているものを箒で掃くと、アスベスト粉じんが発生するから注意してほしいとお話した。ご婦人は、よくわかったと理解してくれたが、そのあと自分の話を聞いてほしいと、ご自分の体験を延々と話された。地震発生当時、自分は家の中のどこにいてご主人はつぶれた家の隙間に運よくすっぽりはまり、助かったこと、その後町会の人たちに助けられ感謝していること、自分たちは家を失ったが命が助かって運がよかったと思っていることなどを見ず知らずの私たちに話し続けた。被災された方々が、突然襲った自分の生活の急激な変換を十分に理解できず、精神的な深い打撃から回復できていないことを感じた。震災被災地へは、早い段階で医師など専門化が現地に入り、被災者の話を十分に聞く体制が必要だと感じられる。

ある左官業者の従業員寮の2階部分に吹き付け材が露出していた。これは後に吹き付けアスベストと確認されているが、鉄骨や鉄板製の屋根から吹き付け材が剥がれ落ち下地が見えるような状態になっていた。2階建ての寮自体の1階部分がひどく崩れ落ちており、建物全体は解体するほかない建物であったが、そのような内部での吹き付けアスベスト除去作業が危険を伴う場合の粉じん対策は困難を伴うと考えられる。

街中では、この頃から倒壊した建物の「片

付け作業」が始まっていた。崩れた家を、重機を使って、建材の分別などをしないでさまざまな建材や家具が混在したままコンテナに積み込まれたり、大きな廃棄物専用の袋につめられた。これは地震直後の解体作業としては、仕方のない作業だと思う。このような状況での建材の厳密な分別などは不可能である。

だからこそ、このような教訓を元に、震災が起こる前に行政が行うべきことは多い。行政による、民間の建物も含めたアスベストの徹底した調査と、民間の建物の飛散性の高いアスベスト建材の除去とアスベスト建材の把握、それらの計画的、戦略的な実行が重要であることは論を待たない。

街中の「片付け作業」では、作業者はマスクもしていなかった。またその建物に住んでいた一家が周辺でうつろに見守っていたが、彼らもまたマスクをしていなかった。

以上のような、建物のアスベストの調査報告とすでに始まっている「片付け作業」と防じん対策が講じられていない現状について、市役所の建築住宅課に話しに行った。アスベスト建材が粉々になって散乱している現状の報告、防じん対策が採られていない解体作業の報告を行い、震災の現場の行政ではなかなか取り組むことができないアスベスト対策について、アスベストに詳しいボランティアの要請や他の行政区の労働基準監督官の派遣要請などを行って、アスベスト対策を強化すべきだと進言した。少なくとも工事業者や住民の防じんマスクの配布は急務の課題である。

## 第2次調査

1ヶ月半後、9月2日、再び柏崎へ調査に入った。現地の解体工事が一定程度進んだ段階で、発生した廃材がどのように扱われているかを確認したいと思った。他の震災でもそうであるが、震災から時間が経って解体工事が進むと、大量の廃材が発生し一定の場所に仮置き場が作られ、一時保管される。能登半島地震の廃材の仮置き場のひとつは、広大な海岸に置かれ、大量の廃材の中にアスベスト建材が見られた。

前回同様、今回も車で現地入りしたが、高速道路はかなり改修が進んでいた。JR柏崎駅近くの広大な敷地に廃材の仮置き場が設置されて、そこに大量の廃材が持ち込まれていた。現場の管理者に話を聞くことができたが、8月中は市が収集した家庭から出た廃棄物だけをここに持ち込んでいたが、9月から、個人の出す廃棄物も新たに受け入れることになっている、と説明した。すなわち、解体業者、建設業者が持ち込む廃棄物は

一切ここにはないという説明であった。しかし、同行した現地の建築関係業者は、少なくとも自分の知っている建設業者は廃棄物を先週までここに持ち込んでいたことと、私たちが見た数日前までは、巨大な廃棄物の山がさまざまな廃棄物が混じった状態で存在していたと証言している。9月2日に見た仮置き場は、整然と廃棄物の種類ごとに分別された模範的な廃棄物仮置き場であった。

管理者は、アスベスト建材の扱いについては、ここは別のクレー射撃場に一括して持ち込まれており、ここにはないと話していた。私たちは許可を取って、仮置き場の隅々まで見ることはできたが、話のようにほとんどアスベスト建材は見当たらなかった。これを、震災地へのアスベスト調査活動の成果とみるかどうかは難しい。見た目には廃棄物の扱いの際に分別がかなり意識されてきたということができる。しかし実態は必ずしも、行政の意識がアスベストの安全対策に向かったというよりも、うるさい東京から来るNPO向けにきれいなところを見せているように見える。しかし、まずはここからはじめていくことが重要であると思う。

現地の建設業者の生の話には、さまざまな業者が参入して、違法廃棄物を含めいろいろなことが起こっているということであった。これらについては今後の課題として、調査範囲や調査時間を広げて考えていかなければならないと思う。

廃棄物仮置き場の調査の後、市



吹きつけが剥がれ落ち、鉄板が見える天井



街地へ入り、第1次調査の際に見てきた倒壊建物があったところを再び調査した。今回はアスベスト粉じん濃度測定器を持ち込み、粉じんが発生していると思われる地点での測定を試みた。前回の調査の左官業者の寮の吹き付けアスベストはビニール養生がかけられ、アスベスト除去工事が準備されていた。養生の密閉状況が不十分なように見受けられた。しかし、さいわいアスベスト粉じんの発生は確認できなかった。

また、倒壊が全体的にひどかったアーケード街は、アーケードが取り払われ、壁の崩れや柱が崩れ、やっと建っているような危険な状態の建築物があらわになっていた。その周辺での粉じん濃度測定も試みたが、ここでも有意な粉じん濃度は確認できなかった。比較的雨が続いたような状況もあったのであろうが、柏崎街中のアスベスト濃度は、さいわい高くはなかったことが

確認できた。しかし、震災被災地のアスベスト濃度は、毎日継続して測定し発表されるべきであろう。このような行政の準備と取り組み、他の地区の行政の応援体制が必要であると考えられる。

いずれにしても、被災地現地の行政には、アスベスト対策以前に行うことが山のようにあることは事実である。このことを考えても、まず、地震が発生する前にできること、そのための事前調査と具体的な準備、起こった後のアスベスト建材を見分けることができるボランティアの要請と、基本的な防じん対策の行政指導を行うための労働安全行政の地域的な枠を超えた活動の枠組みの創設などが重要である。住民は行政に対し、アスベストに関する地震対策がどこまで具体的にできているか、今から確認し注意を喚起しておく必要がある。

明日をください



今井明 写真・文

アスベスト公害と患者・家族の記録

編集／『明日をください』出版委員会

発行／アットワークス

Tel:06-6920-8626 Fax:06-6944-9807

(<http://www.atworx.co.jp/works/pub/ashita.html>) B 5版 108ページ 定価 1575円 (送料別)

今井明 写真・文

アスベスト公害と患者・家族の記録

『明日をください』

明日への思いをつなぐフォトドキュメント

横須賀からクボタまで

アスベスト問題は終わらない

石綿健康被害救済新法が施行されても

クボタ・シヨックから一年

# 船員保険 最近の認定事例

関西労働者安全センター 古川 和子

私に関わった相談で船員保険の認定者が相次いでいる。中皮腫1名と肺がん3名である。その事例を紹介しよう。

## 故平原忍さん（肺がん）の場合

鹿児島に肺がんで亡くなった方がいる、と連絡を受けて早速電話した。ご遺族はとも積極的に資料を提出して、また治療を受けていた地元の医療センターからも「これでもか」と言うくらいにダンボール1箱分のカルテとレントゲン・CT等が送られてきた。やはり、肺がんなのでこの方も慎重に検討した。昨年8月、名取先生が大阪に来られる事がありその席で読影をお願いすると「所見あり」とのお返事。とても心が豊かになった気分です手続きを進めようとするのだが、何故か順調に進まない。いつも連絡を取っていた娘さんからの連絡が途絶えていた。身内での突発的な出来事が多発してそちらの対応に追われていたようだ。暫く間が開いたので、電話やメールばかりではなくてお顔を拝見してこよう、と鹿児島まで出かけることにした。

2月下旬、大隈半島の鹿屋まで訪問した。バス停に着くとにこやかな笑顔で迎えてくれた平原さんの奥様と娘さん。2時間余りの短い間だったが、旧知の友のような暖かい空間を与えてもらった。ご

主人の思い出話の中で「仕事をしている間は一年の間、殆ど家にいなかった。仕事を辞めたら外国へ連れて行ってやる、と言っていたのにいざとなったら『外国ばかり行って来たのもう飽きた。国内旅行が良い』と国内旅行しか行けなかった」と笑って語っていたが、海外ばかり赴任してきた元船員さんの本音だろうか。

7月に認定され8月から遺族年金が支給されることが決まったが、療養費は時効になってしまっていた。「手続きを始めた当初『同僚の証言が必要です』といわれてその様な昔の証言など得られるのかと大変に困惑したけれどもOB会はじめ皆様方のお陰で無事認定されました。大変に感謝しています」との言葉に、ひとり遺された母親を気遣う娘さんの思いやりが伝わってきた。



平原さん親娘



### Mさん（中皮腫）の場合

Mさんは日本郵船へ1957年に入社した。以後は1986年の退職まで29年間いろいろな船に乗ってきたが彼が最初に乗船した船名を見たときには驚いた。その船の名前は「函館丸」だった。函館丸の名前を初めて耳にしたのは故笠原昭雄さんの聞き取りに訪れた時だった。それから後もこの船名は多くの方から聞くこととなったのだ。

Mさんは愛知県在住でH17年1月に中皮腫を発症して数ヶ月の治療の後に亡くなられて、その後H18年の初め頃になってご遺族の息子さんから相談があった。当初、既に故人の配偶者である奥様も亡くなっていたことから手続きはなかなか進まなかったが、ある時に「電話ばかりでお話してきたが、一度お目にかかって相談しませんか」と持ちかけた。手続きを行っていた息子さんも仕事の関係で時間的にも大変な状況のようだったから、それならばなお面識が必要であるとの判断だった。

今年の1月、関西センターに息子さん夫妻が来所して、郵船OB会の真田さんにも同席してもらい書類の確認作業などを行った。

お互いに顔を合わせるという事は大事なことで、この日を境に電話で話していてもMさんの息子さんの顔が浮かんで来る様になり話しやすくなった。

そして7月に職務上認定が決まった。普通ならばここでホッと一安心するのだがMさんの場合はまだ手続きが残っていた。故人に配偶者などの「年金受給者」がいない場

合は一時金が支給される。一時金を支給するに当たっては「法定相続人」の同意が必要である。ここでまた、遠方に離れている親族に書類での同意を求める手間が必要になった。その書類を受け、船員保険が審査して程なく一時金が支給される予定だ。

### Kさん（肺がん）の場合

Kさんは芦屋市内の病院に入院していた。真田さんからの紹介で相談が入ったのはH18年の春だ。そして芦屋市の上宮川文化センターの花岡さんと真田さんがまず訪問した。私はその後暫くして、医師面談の折に訪問した。肺がんは認定基準の中に「石綿との関連所見」が厳しく指摘されているから慎重な確認作業が必要だった。レントゲン・CT画像の中に「胸膜プラーク」らしきものが見えるのだが、医療者でも無い私には断定できない。当時入院中の病院の医師も専門医ではないので、止むを得ず「転院」することを決めた。Kさんの病状は大変に悪く、一刻の猶予も無かったが同じ芦屋市の職員である花岡さんの尽力で、転院先が決まった。

残念ながらKさんは亡くなった。そして数ヵ月後「解剖して肺の石綿小体の検査をしたら613本でした。石綿小体が少ないので労災は難しいでしょう」との医師の連絡。2月6日の夜、遺族の娘さんと花岡さんと3人で病院を訪問した。レントゲン・CTを確認しながら、胸膜プラークの存在と、石綿小体がヘルシンキクライテリアの基準では「職業曝露とされる基準が1000本以上だが、白石綿は小体を成さない事もあるので、本数に拘るのはおかしい。ましてやプラーク

/// //////////////////////////////////////  
までであるのに」と力説（この間に、レントゲン・CTを名取先生に読影してもらっていた）。つまり、石綿小体と胸膜プラークの存在はandではなくてorなのだと説明した。その結果「解かりました、その様に意見書を書きます」と医師の前向きな言葉を聞くことが出来て安堵したものだ。

4月27日、娘さんから「労災認定の方向に進んでいる」との連絡を受けた。その後日本郵船からの企業賠償の手続きをも全て終了した。

### MTさん（肺がん）の場合

「関東で郵船OB会が開催されて、その場に参加した身内から教えてもらった」と相談があったのが小田原市在住のMTさんだ。MTさんはH16年1月に肺がんで亡くなったが、その時身内に教えられるまでは職務上災害だとは思わなかった。遠く離れた小田原市と電話・FAXで連絡を取りながら進めていった。列記しているように肺がんの場合は「関連所見」がどの段階で確認できるか・・・が進行状況の大きな決め手になる。

MTさんのレントゲン・CTを持参したのは2月に行なわれた「アスベスト・じん肺プロジェクト」の会議だ。会議の合間をぬってまず平野先生に読影をお願いした。「これは・・・粒状影と両方あるね」とのお返事。「やった！」とばかりMTさんに電話をした。

MTさんの肺はかなり症状がはっきりと出ていたようだった。MTさんの認定が解ったのは8月19日の問い合わせ電話だった。暫く前から船員保険に問い合わせをしているのに「時間が掛かっている」との返

事。判定に通常は一ヶ月くらいで結論が出るのだが、MTさんはかなり永くかかっていたようで船員保険の担当者が「お時間を掛けました」と電話で言ったのが印象的だった。認定の連絡をすると「お金が欲しくて手続きを始めたのではありません。あんなに苦しんで逝った主人に謝って欲しいのです。」と電話の向こうから聞こえる声は心なしか震えているようだった。

10月初旬、日本郵船の訪問が決まった。

今回の4名の方は何れも郵船OBの方たちだ。そして、4名の方達には「元同僚証言」として各2名ずつの証言が添付されていた。皆さん口を揃えて「元同僚証言等どうやって集めればいいのか解らなかった。それが一番不安だった。OB会の方たちのお陰でこの様に立派な証言が早く得られたことに感謝します。」と語っている。

更には、故笠原昭雄さんの悲劇から始まった郵船OB会の有志の活動は「健康管理手帳」の制度を設立したばかりでなく、現在では「乗船履歴が有れば元同僚証言は不要」とまでなった。そして彼らの大きな活躍は、肺がんの被害者の掘り起し活動で益々拍車がかかってきたようだ。この事例の他にも肺がんの方々の相談が多く寄せられているが、その殆どは「所見の確認」やレントゲン・CT・カルテの消失で苦勞している。この方達はかつて蒸気船で浴びるほどにアスベストを私用してきた皆さんなのに。労働基準監督署と同じく、船員保険でも肺がんの認定基準は大きな壁に突き当たっている。

# アスベスト報道ダイジェスト 2007年8月

8/1 2001年7月に悪性胸膜中皮腫で死亡した東京大の元男性教官について、文部科学省はがアスベストによる公務災害と認定した。実験器具の石綿を吸い込んだとされる。石綿被害による国家公務員の災害認定は8人目で、同省では初めて。

朝日石綿横浜工場があった横浜市鶴見区で、環境省と横浜市の「健康リスク調査」が始まる。昨春から同社の住民健康診断で33人がブルーと判明している。

アスベストによる健康被害問題で、奈良県は国の委託事業として、県民対象の調査を県内6つの保健所で始める。ニチアス王寺工場や竜田工業の周辺住民で、中皮腫による死者の遺族約40人を対象にした聞き取り調査も実施する。

8/3 ニチアス王寺工場と竜田工業がアスベストによる健康被害を認定し、弔慰金などを支払った周辺住民が計8人だったことが、両社が県などに提出した資料でわかった。ニチアスは全国各地の工場別には被害者数を公表しておらず、両社が健康被害を認定した住民の数が判明したのは初めて。ニチアス王寺工場では、今年3月末で住民3人が中皮腫で死亡、2人が肺がんで療養中。竜田工業も住民3人が中皮腫で死亡していた。

中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会の奈良支部は、奈良県の担当各課と交渉、県が把握する全関連資料の開示や、労災認定者の疫学調査実施を申し入れた。県は今年5月にニチアス王寺工場から、元従業員と周辺住民の健康被害者数の報告を受けたが、石綿問題で設置した検討会や議会に報告していなかった。県は不備があったとして改善を約束した。

高松市にあった日本エタニットパイプ高松工場の元従業員らの石綿被害問題で、資本を引き継いだリゾートソリューションに損害賠償を求めて高松地裁で係争中の原告団は、同社に「和解により早期解決」などを求める要請書を提出した。

8/4 1日からアスベスト病変の「健康リスク調査」が始まった横浜市鶴見区で、同市健康福祉局による初の住民説明会が開かれ、約70人が参加。環境省委託による同調査は全国5番目。4日までに約60人が相談し、うち約30人が問診となった。

8/7 中皮腫で労災認定を受けた北九州市の男性が死亡した際、福岡中央労働基準監督署が遺族への労災補償を不支給とした措置について、福岡労災審査官が先月末、石綿による労災死と再認定し、不支給処分を取り消した。男性は32年間、旧朝日石綿の九州の工場などで勤務し、石綿吹き付け作業の周辺などで現場監督に従事した。03年に中皮腫で労災認定後、05年に死亡した。死因は「気管内腫瘍」で不支給に。遺族は審査請求、審査では、胸部CT写真などを見た石綿病に詳しい複数の医師の意見を検討。その結果、死因は肺を覆う胸膜が線維化して硬くなる石綿関連病「びまん性胸膜肥厚」による著しい肺機能障害と判明した。

8/9 神戸市須磨区にあった旧国鉄鷹取工場に勤

務し、中皮腫で亡くなった男性の遺族が、旧国鉄の安全対策が不十分だったとして、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構を相手に、今月中にも損害賠償請求訴訟を神戸地裁に起こす。旧国鉄の石綿被害をめぐる損害賠償訴訟は、横浜の二件に次いで三件目。また、JR西日本などでは、現役社員が労災死亡した場合、上積み補償制度があるが、元国鉄職員の業務災害には上積み制度はない。旧国鉄の車両工場などでは、従業員らの中でアスベストによる健康被害が広がり、2004年3月、加古川市の元国鉄職員が同法人による業務災害補償を認められて以来、3年余りで、認定者数は91人（うち58人が死亡）に膨れあがった。神戸市須磨区の鷹取工場でも5人が認定され、今後さらに増えると思われる。

8/15 民間建物のアスベスト除去を進めるため、広島市は含有量などの分析調査費、除去工事などの対策費にそれぞれ補助制度を設けた。15日から相談の受け付けを始めた。対象は市内にあるマンションや店舗、工場など多数の人が出入りする民間建物。

8/16 アスベストが原因の中皮腫や肺がんについて、兵庫県内11労働基準監督署別の2005、06年度の労災認定件数が、行政文書開示請求で明らかになった。尼崎、神戸の三労基署に集中し、県全体の約七割を占める。労基署ごとの数字が判明したのは初めて。06年度は県全体で176人が認定され、全国で3番目。尼崎市全体を管轄する尼崎労基署が最も多く、中皮腫32人、肺がん14人。次に多かったのは神戸西労基署で、中皮腫24人、肺がん19人だった。

8/22 横浜市鶴見区のアスベスト病変問題で、イーアンドエーマテリアルは、中皮腫で亡くなった住民女性のケースに「因果関係を否定できない」と補償を表明した。金額は未定だが、会社側の周辺住民への補償対応は初めて。鶴見区役所に勤めて61歳で死亡した男性については「因果関係がまだ不明確」と回答した。

8/27 クボタ旧神崎工場のあった兵庫県尼崎市の小田地区で、工場に勤務していない住民の中皮腫死亡率が、女性で全国平均の約20倍、男性でも約10倍に達していたことが、環境省の「石綿の健康影響に関する検討会」で報告された。検討会は「労働現場との関連以外のはく露による発症リスクが高くなった可能性を示している」と結論。大気などを介した周辺環境による住民の死亡増を初めて認めた。

8/30 旧国鉄鷹取工場に働いていた神戸市の桑名義治さんが中皮腫で死亡したのは、職場の安全対策義務を怠ったことが原因として、妻の美恵子さんら遺族3人が、旧国鉄の清算業務を引き継いだ独立行政法人「鉄道建設・運輸施設整備支援機構」に対し、計約6700万円の損害賠償を求める訴えを神戸地裁に起こした。旧国鉄の石綿被害をめぐる訴訟は全国で3件目。

## 韓国からのニュース

### ■職務ストレスで重い病気にかかる病院労働者／産業安全保健研究員セミナー

看護師と看護補助者、看病人は米国産業安全保券(OSHA)が規定した職業性筋骨格系疾患発生の大危険率が高い10大職種の中の一つである。わが国でも2004年慶北(キョンブク)大の看護師など31人が、職業性筋骨格系疾患で労災の認定を受けるなど、『病院労働者の重い病気』は、すでに深刻な社会的問題になっている。

第40回産業安全保健強調週間行事の一環として、産業安全保健研究院が3日開催した『職業関連性筋骨格系疾患予防』討論会では、保健医療産業従事者の筋骨格系疾患の予防と管理対策が主に議論された。この席で、チョン・ヘソン・カトリック大予防医学教室教授は「病院内でも、特に長時間ほとんど立って仕事をする看護師と看護補助者の業務は、患者に向かって上体を曲げたり、患者を移動させるなどの作業で、職業性筋骨格系疾患の発生の危険が高いだけでなく、最近医療機関で処方伝達体系(OCS)など情報化システムが普及することによって、コンピュータ作業と同一単純反復作業の業務量が増加し、筋骨格系疾患発生の可能性を一層高めている」と指摘した。

しかし病院は患者中心の作業空間と女性中心の事業場の特性、三交代勤務などの要因によって、筋骨格系疾患予防の死角地帯になっている。特にチョン教授は「病院内で対人関係の葛藤、患者に対する責任、交代勤務などで発生する、過重な業務と高い職務ストレスは、職務満足度を低下させて筋骨格系疾患発生の危険レベルを高める大変重要な役割をしている」として、心理的

要因の重要性を強調した。実際に1つの病院の看護師全員を対象に、筋骨格系疾患に対する自覚症状を調査した研究によると、△休み時間がない場合、△交代勤務をする場合、△業務の強度が高いと考える場合、△専門職としての役割との葛藤がある場合、△不適切な待遇と補償を受けていると考える場合、に筋骨格系疾患に対する自覚症状をより多く訴えていることが明らかになったとした。すなわち個人的な要因より、業務的要因や心理的要因が、筋骨格系疾患により大きく影響を及ぼすということが分かる。

一方、2002年に労働部が実施した病院級医療機関の産業安全保健法遵守点検結果によると、点検対象492ヶ所のうち、96.1%の473ヶ所で産業安全保健法に違反していることが明らかになっており、病院の勤務環境と病院職員らの安全保健管理が、非常に弱いことを端的に表わしている。

キム・ミヨン記者 毎日労働ニュース  
2007年07月05日

### ■『安全点検の日』労災予防の役割しっかり／企業体89%が「安全点検サービスのおかげをこうむった」

企業の10社中8社で、毎月4日に産業安全公団が実施する『安全点検の日』の活動によって産業災害予防に多いに役立っているとしていることが明らかになった。

15日産業安全公団(理事長バク・キルサン)は「今年『安全点検の日』の行事に参加した全国事業場255ヶ所を対象にアンケート調査を実施した結果、80%に当たる204事業場が、産業災害の予防に役立つと答えた」と明らかにした。特に産業安全公団が

『安全点検の日』活動によって、希望する事業場に提供する安全点検サービスについての満足度(89%)が高いことが分かった。

『安全点検の日』の行事の効率性を高めるためには「勤労者の関心と参加が必要」という回答が48%で最も多く、「事業主の関心と支援が必要」という回答が24%でこれに続いた。また、『安全点検の日』の行事の実効性を高めるために産業安全公団に望む点としては、安全点検サービスの拡大(38%)、安全点検実施マニュアルの普及(31%)などが挙げられた。 毎日労働ニュース 2007年08月16日

#### ■外国人被災労働者専門病棟、門を開ける／14日に開所式・・・外国語同時通訳・国別標準メニューなど開発

外国人被災労働者のための専門病棟が全国で初めて開設され、注目を集めている。

労災医療管理院(理事長代行キム・チョル)は14日、傘下の病院である仁川(インチョン)中央病院に『外国人被災労働者専門病棟』の門を開けることにした。

58の病床を備えた専門病棟には、英語、中国語など、外国語で意思疎通が可能な医療関係者を配置し、韓国外国人勤労者支援センターの協力によって同時通訳システムもそろえ、外国人被災労働者が安心して診療を受けられるようにする計画である。

また、洋・漢方協診、国内最大規模の物理治療施設を備えたりハビリ専門センター、国内唯一のリハビリ医療工学研究機関であるリハビリ工学研究所など、体系的で専門化された医療サービスも提供すると説明した。

特に、文化的な違いと食べ物の不便を解消するために、国別標準メニューを開発して外国人労働者の口に合う患者食を提供す

る一方、外国人労働者のための母国語による相談電話、インターネット・ルーム、専用休憩室なども別途設置する。

労災医療管理院は今回の専門病棟を始めとして、傘下の9病院すべてで全国的な外国人被災労働者の治療のための全国的な診療サービスネットワークを確保して行くとした。

この日の開所式は、イ・サンス労働部長官、ホン・ジュンピョ国会環境労働委員長、キム・ヘソン韓国外国人勤労者支援センター所長、外国人労働者を送出している13ヶ国の駐韓大使館、キム・ウォンベ勤労福祉公団理事長、キム・ヨンダル韓国産業人材公団理事長など100人余りが参加して行われる。

一方今年の7月現在、全国医療機関で療養中の外国人被災労働者は約1,400人、昨年に外国人被災労働者に支給された労災保険手当は約677億ウォンで、毎年増加の傾向を示していることが明らかになった。

毎日労働ニュース 2007年08月13日

#### 釜山市民運動団体連帯、「石綿ショック」全面調査せよ／発癌の可能性が高い時期は、わずか2～3年後

釜山MBCが単独で報道したところによると、石綿工場の周辺地域住民の石綿による悪性癌の発症率が最高11.6倍も高いことが分かった。このような事実は特に釜山地域の3つの石綿工場があった周辺地域で著しいことが明らかになり、衝撃を与えている。

この1年間、釜山MBCと釜山大医大が共同調査した結果、1969年から1992年までの24年間稼動した石綿紡績工場『第一化学』から、半径2km以内に住んでいた住民11人が致命的な癌である悪性中血種にかかり、

そのほとんどが死亡していることが分かった。

特に驚くのは、悪性中血種は職業病として知られているが、今回の調査結果では周辺地域住民にも発症しているという事実である。また第一化学が在った蓮山洞地域では、工場からわずか5mの距離に小学校があり、工場が稼働していた時期に教職員だけで120人、学生は2千人を越えることが明らかになった。

それだけでなく、長林洞と徳浦洞の工場にまで拡大すれば、何と50万人の釜山市民が石綿被害の危険にさらされているというのが、釜山市民運動団体連帯の主張である。

石綿はよく知られているように1級の発癌物質で、石綿に露出すると10年～40年の潜伏期を経て、癌を引き起こす致命的な毒性物質であり、当時の工場が稼働していた時期から逆算すると、本格的な癌が発症する可能性が高い時期は、わずか2～3年後になるということである。

釜山市民運動団体連帯は、状況がこのようになってきているのに、担当の政府部署である労働部は何らの統計や工場運営に関する

資料も持っていないのみならず、環境部も石綿総合対策を発表したにもかかわらず、被害が心配される住民に対する対策は何もないのが現実であるとしている。

また、今回の調査と報道で明らかにされた結果について、政府には一切の責任をとって直ちに総合対策を出すことを求め、釜山市あるいは釜山地域が石綿による最も深刻な被害地域であるという認識を持って、市レベルの対策だけでなく政府の対策作りが必要だと強調した。

釜山市民運動団体連帯は「今回の事案が、市民と国民の健康と環境権にとって深刻な脅威になるという事実を直視し、釜山市と政府の対応策が一日も早く作られるように最善の努力をする」ことを明らかにした。

合わせて政府と釜山市の対応策が十分でない場合、汎市民的な運動を準備するのはもちろん、関連企業と政府を対象にした損害賠償請求運動まで展開する計画であった。 「民衆の声」2007年07月23日

(翻訳：中村猛)

## 図解 あなたのまわりの アスベスト危険度診断

中皮腫・じん肺・アスベストセンター〔編〕

1260円(税込み) 朝日新聞社

怖がっているだけではもういけない!

…アスベストに詳しい民間団体が「建物のアスベスト」について徹底解説。これさえあれば気になるアスベストの危険性が簡易判断できる初めての本です。自宅・学校・会社…気になるあなたに必携の一冊です。



# 前線かま

## 判断を避ける審査官

### パニック障害の審査請求棄却

大阪

大阪労働局への審査請求事案で、まったく不当にも棄却の判断となった事案について簡単に紹介する。

商店に勤めるAさんは、仕事で3度腰を痛め、3度目の腰痛で療養中、人事担当者との職場復帰をめぐるやり取りをきっかけにパニック障害を発症し、労災請求した。Aさんの最初の腰痛は倒れかかった台車を支えたための災害性腰痛で、以後、腰痛の後遺症が残った。その2年後、忙しい大型店に配属されて腰痛が悪化、椎間板ヘルニアと診断され、約7ヶ月休業した。職場復帰に当たって人事担当者と話したが、いきなり12時間勤務を割り当てられ、腰痛を持つものにとっては重労働をさせられ、復帰後実労働日数にしてわずか15日で再度、休業することになった。3

度目の休業中、労働基準監督署に通常業務で起こった腰痛は労災にならないと言われたAさんは、やむなく、有給休暇を当てたが日数が少なく、早く復帰をしなければ無給になると思い、人事に12時間勤務の管理職から降格して腰痛でもできる軽作業を割り当ててもらおうと訴えた。しかし、人事は「他にないから」と、休業前と同じ店の店課長業務を命じた。そのやり取りがあった日の夜、Aさんは強烈な恐怖と全身の不快感に襲われ、8階の自宅のベランダから飛び降りようとして、あやうく家族に制止された。

労働基準監督署は、Aさんの労災請求を不支給処分とした。理由は、2度目の休業から復帰したとき、職場はAさんを定数外の課長として配置するなどの配慮

をしており、業務は過重ではなく負荷の強度は「II」程度であるということで、きっかけとなった人事担当とのやり取りにもふれず、直前の腰痛を「私病」と判断していた。

Aさんは審査請求した後、当センターに相談に訪れた。聞くと、Aさんは「パニック障害」を発症した2カ月後、別の店舗に職場復帰したが、何度も腰痛がひどくなってはそれに連動して「パニック発作」を起こし休業するということを1年の間繰り返し、途中再度の腰痛での労災休業を経て、やっと会社側の理解が得られて、軽作業のみの業務につくことができ、なんとか就労しているところであった。センターで代理人を引き受け、これまでの経過や業務内容を詳しく本人の申立書にまとめ、代理人から意見書を提出した。

審査官と話したときに、パニック障害発症直前の腰痛は業務が原因の労働災害であるので、業務上の負荷として評価するようにと言ったところ、審査官が「本人が労災として労災保

険請求をしていないのを、こちらで判断できません」と自身で労災かどうかを判断することを拒んだ。こちらがこれを判断するのが審査官の仕事であって、この判断を避けてはこの事案の決定は不可能ということをいくら言っても、「できない」の一点張りであった。最終的に「この腰痛を労災とした場合はどうか、と労災医員の判断を聞くときに

質問する」という。医学的な負荷評価は専門医の仕事だが、業務内容を見てその腰痛が労災かどうか判断するのは、審査官の仕事だということはずっと主張したが、審査官には分かってもらえなかった。案の定、裁決書は棄却、内容を見ても、こちらが求めた腰痛の労災判断についてはまったく何も触れておらず、原処分と同様に直前の店舗での

業務は過重ではないとし、負荷を軽く判断したものであった。

労働保険審査官の役割とはいったい何か、原処分の判断をそのままなどっているだけで、新たな検証を何も行わない審査官の存在意義があるのか、強く疑問に思われた。Aさんの件は再審査請求で再度争う。

# 頸肩腕障害などの 上肢障害 認定マニュアル

## 主な内容

- 第1章 頸肩腕障害とはどんな疾病か
- 第2章 2つの事例について  
まるでドラマのような展開
- 第3章 さらに頸肩腕障害に踏み込む
- 第4章 診断と治療
- 第5章 労災請求手続きの概要
- 第6章 意見書作成のポイント
- 第7章 医師意見書例、認定事例
- 第8章 なぜ、いま頸肩腕障害なのか  
日本ならびに世界の動向を見据えつつ

頸肩腕障害などの上肢障害の診断・治療・労災問題に取り組んできた医師・労働安全衛生センター・NPOの実践的経験、労災申請のための医師意見書例を掲載し、上肢障害に関心を持つ医師・医療ソーシャルワーカー・労組関係者などの必携マニュアル。

編集 労働者住民医療機関連絡会議  
全国労働安全衛生センター連絡会議

発行 アットワークス tel:06-6920-8626  
(<http://www.atworx.co.jp/works/pub/28.html>)  
体裁 A5判・290ページ・ソフトカバー  
定価 1,995円(本体1,900円+税)

# 8月の新聞記事から

8/1 じん肺患者ら56人が国と企業に損害賠償を求めた「西日本石炭じん肺訴訟」で、福岡地裁は国と日鉄鉱業の責任を認め、総額4億円余の支払いを命じた。

8/2 名古屋市の東山動植物園で、清掃作業中の女性飼育係がダチョウにけられ、頭部を陥没骨折する大けがを負った。

8/5 鹿児島県屋久島の「屋久島ご神山祭り」の花火大会で、埠頭から沖合約200Mで花火師らが水中花火を仕掛けていたところ、花火が爆発、1人が右手に大けがを負った。一緒に船に乗っていた建設会社員も胸を打ち、操船の2人も耳に違和感を感じるなど軽いけがをした。

北西太平洋上で調査捕鯨中の調査母船日新丸で、鯨肉を包む段ボールを運搬していた共同船舶の製造員が頭を昇降機に挟まれて死亡した。

8/6 愛知県知多市のIH1愛知工場内にある「アイ・エイチ・アイ・エスエーテック」のドックで、建造中の大型船舶内に塗装作業中に爆発が起き、孫請けの塗装会社の男性作業員1人が死亡、1人が重体で、1人が重傷。ほかに3人が軽いけがをした。

8/7 菅義偉総務相は、労働安全を巡る28項目の現行規制を見直すよう柳沢伯夫厚生労働相に勧告した。

8/9 「西日本石炭じん肺福岡訴訟」の和解協議が福岡地裁で開かれ、国側が計約1億5000万円の賠償金を支払うことで国と原告側の和解が成立。

8/10 笛吹市で06年3月、山梨県立山梨高定時制教諭が元教え子に刺殺された事件で、妻の公務災害認定請求を地方公務員災害補償基金県支部の審査会が棄却していたことが分かった。

東京労働局は労災保険給付の請求書を紛失したのに、上司にうその報告をしたとして、向島労働基準監督署の男性調査官を減給10分の1、1カ月の懲戒処分にした。

8/11 石川県七尾市の公立高校体育館改築工事現場で、建築作業員が体調不良を訴え、病院で熱中症による循環器障害で死亡した。

三菱重工業長崎造船所を巡るじん肺訴訟で、原告団と弁護団は同社が原告の一部について控訴したことを不服として、福岡高裁に原告全員で控訴することを決めた。

陸上自衛隊信太山駐屯地で、7日約6キロの持久走訓練中に熱中症で倒れ、意識不明の重体になった同駐屯地の2等陸士の男性隊員が死亡。

8/13 中国湖南省の湘西土家族苗族自治州鳳凰県で、建設中の橋が突然崩落、現場にいた作業員ら22人が死亡し22人が負傷し46人が行方不明。

山梨県立白根高教諭で硬式野球部監督だった夫が06年3月、くも膜下出血で死亡したのは「過労死」として、妻が求めた公務災害認定で、地方公務員災害補償基金県支部は公務外と判断していたことが分かった。妻は不服として、同支部審査会に審査請求を行う予定。

8/16 倉敷市のJFEケミカル西日本製造所で、「共伸」の配管工ら3人がファイヤをかけた配管をチェーンブロックでつり上げてつなぐ作業をしていたところ、1人がつり上げていた配管と別の配管との間に頭を挟まれ、死亡した。

8/17 北海道根室沖で昨年8月、カニ漁船、第31吉進丸がロシア国境警備当局の銃撃を受け拿捕さ

れた事件で、銃撃で死亡した乗組員について、釧路労働基準監督署が7月に労災と認定していたことが分かった。

中国山東省新泰市の炭鉱で大雨で坑内に水が入り込み、作業員ら約170人が行方不明になった。事故発生当時、坑内では約750人が作業しており、このうち約580人は救出された。

8/18 「ぐんまフラワーパーク」で14日行われたキャラクターショーに着ぐるみを着て出演していた男性スタッフが倒れ死亡。群馬県警大胡署は熱中症の疑いで調べている。

8/21 滋賀県高島市「道の駅マキノ追坂峠」駐車場で、みつわ運輸のトラック運転手が荷台のアルミ製ウイングルーフに頭を挟まれて死亡。

8/22 降雨で水力発電施設「大津ダム」を放流するため巡回中だった東京電力長野原制御所職員が、群馬県長野原町の東宮橋から約10M下の吾妻川に転落し、下流で遺体で発見された。

8/24 05年4月に食料品輸入販売会社明治屋京都三條ストアの社員が急性心不全で死亡したのは、同社が安全配慮義務を怠ったためだと、両親が同社に総額9022万円の損害賠償を求める訴訟を京都地裁に起こした。京都市上労基署は05年11月に労災認定し、同社と店長は今年6月、労基法違反罪で東京簡裁で各罰金30万円の略式命令を受けて確定している。

8/25 神戸市中央区の川崎造船神戸工場内で、造船用の大型クレーンの修理中クレーンが倒壊し、同社社員ら3人が死亡、4人が重軽傷を負った。アーム可動部分の交換作業をしていたが動かず、油圧を上げたところ、軸が折れてアームが倒壊したという。

8/28 98年の全国中学校バドミントン大会の事務局責任者を務め自殺した仙台市の中学校教諭の遺族が、地方公務員災害補償基金県支部による「公務外災害」の認定取り消しを求めた訴訟の判決が仙台地裁であり、判決で裁判長は「市中体連にはすべての中学校が加盟しているのが実態で、学校行事の一環と認識されている」「教諭は校長の職務命令でバドミントン部顧問になった」「校長は全中大会に際し出張命令も出している」などと、大会関連業務は公務に当たると認定した。

8/29 山梨県立白根高教諭の硬式野球部監督が06年3月、くも膜下出血で死亡した件で地方公務員災害補償基金県支部が公務外災害と判断した問題で、妻は同支部審査会に審査請求した。

製造現場で経験に乏しい派遣労働者の労働災害が急増していることが、大阪労働局の分析でわかった。厚生労働省は現状を把握するため、派遣会社や派遣先企業の業界団体に、労災を報告する際、被害者が派遣労働者かどうかの明記を徹底するよう通知した。

8/31 福岡県朝倉市が発注した観光関連施設の整備工事の指名競争入札をめぐる、地元業者らが談合容疑で逮捕された事件で、福岡県警や検察から参考人として事情聴取を受けていた同市総務財政課の男性係長が自殺していたことが分かった。

自殺した英会話最大手NOVAの元グループ会社社員の両親が、過重労働が原因の労災と認めなかった新宿労働基準監督署の処分を不服として、国を相手に不支給処分取り消しを求める訴訟を東京地裁に起こした。